

主要国の入国制限について

【6月4日現在 郵船トラベル西日本調べ】



\* 刻一刻と諸条件は変更されます。具体的な案件がございましたら弊社各営業所までお問い合わせ下さい。

| 国      | ビジネストラック | ビザ要否 | 現地会社での手続き   | ビザ取得までのおおよそ日数 | 出発前PCR検査等   | 現地到着後の隔離  | 帰国後の隔離   | 備考   |
|--------|----------|------|---|---------------|---|---|--|--|
| 韓国     | ×        | 要    | ビジネストラック利用の場合、<br>隔離免除の申請が必要<br>→運用停止中                              | 約2~3週間        | 出発72h以内   | 14日間の自宅又は施設での隔離が必要<br>ビジネストラック利用の場合は緩和→運用停止中  | ビジネストラック利用の場合<br>のみ緩和→停止中<br>その他、日本の水際対策通り   | (注)隔離免除申請停止中<br>ビジネストラックの運用停止中(有効な隔離免除書をお持ちの方を除く)  |
| 中国     | ×        | 要    | PU(ビザ発給許可)の取得<br>ビジネストラック利用の場合、<br>Purposeの欄に「快捷通道」<br>の記載が必要→運用停止中 | 約10営業日        | 搭乗2日前以内<br>PCR検査陰性証明書に加え、<br>IgM抗体検査の陰性証明も必要<br>証明書受領後、健康コードの登録も必要  | 渡航先の市・省により隔離期間は異なる<br>ビジネストラック利用の場合は緩和→運用停止中  | ビジネストラック利用の場合<br>のみ緩和→停止中<br>その他、日本の水際対策通り   | (注)ビジネストラックの運用を停止中<br>(注)ビザ申請時、指紋採取と顔写真撮影の為<br>ビザセンターへの出願要(有効期間は5年間、もしくはPPT有効期限の<br>どちらか早い方)   |
| シンガポール | ×        | 不要   | ビジネストラック利用の場合、<br>SAFE TRAVEL PASSの取得<br>が必要→運用停止中                  | 不要            | 出発72h以内<br>2月1日から、短期渡航入国者は新型コロナウイル<br>ス感染症に感染した場合の治療費及び入院費を<br>保障する旅行保険への加入を義務付けられる。                                    | 5月7日23時59分以降に到着する、高リスク国からの<br>渡航者は、政府指定施設での21日間の隔離が必要。<br>→日本は高リスク国となります。<br>ビジネストラック利用の場合は緩和→運用停止中   | ビジネストラック利用の場合<br>のみ緩和→停止中<br>その他、日本の水際対策通り   | (注)ビジネストラックの運用を停止中<br>(既にRGL(グリーンレーン)で入国許可を入国許可を得ている方は除く)<br>日本を含めたハイリスク国からの新規ビザ取得者の入国は7月5日まで停止<br>5月30日よりシンガポールを経由する場合でも<br>PCR検査結果証明書原本の提示が必要。           |
| タイ     | ×        | 要    | WP3等の労働許可取得<br>*短期商用の発給事例なし   | 5営業日          | 出発72h以内<br>PCR検査陰性証明書が必要。<br>搭乗可能健康証明書(英文)は<br>4/1より不要となりました。   | COE取得の際、予約をしたASQホテルにて隔離。<br>2021年5月1日よりCOEを取得した方は、タイ国内に<br>おける隔離期間は最低で14日間必要となります。  | 日本の水際対策通り<br>6/4より政府隔離施設での<br>3日間強制隔離必須。   |  |
| ベトナム   | ×        | 要    | 市省人民委員会からの許可、<br>入国管理局ビザ発給許可、<br>隔離指示書が必要                           | 領事判断          | 出発3-5日前までに発行(14日以上滞在)<br>出発3-5日前までに受検(14日以内滞在)  | 隔離施設に指定されたホテルで最低21日間隔離。<br>その後7日間、自宅または居住地において医療観察。   | ビジネストラック利用の場合<br>のみ緩和→停止中<br>その他、日本の水際対策通り<br>6/4より政府隔離施設での<br>6日間強制隔離必須。                            | (注)ビジネストラックの運用を停止中<br>ノイバイ空港における入国を6月7日まで入国停止。<br>タンソンニャット空港における入国を6月14日まで停止、<br>と発表されていましたが、6/1付けにて国際線搭乗客の入国を再開。  |
| インドネシア | ×        | 要    | 査証発給許可<br>※現地発行のVisaへ移行中  | 10営業日         | 「出発時刻前3 x 2 4時間以内に検体採取された」<br>PCR検査陰性証明書(航空会社によって求める<br>搭乗要件が異なる可能性がある所以要確認。)<br>eHAC(電子版健康状態申告書)の登録も必要<br>到着時にもPCR検査実施 | 政府指定のホテルにて5日間隔離<br>5日隔離後再度PCR検査実施し、陰性であれば移動可。<br>その後、自主隔離期間を合わせた計14日間は<br>自宅・ホテルでの隔離措置が必要。  | 日本の水際対策通り<br>4/1付けの在インドネシア日本国大使館からの情報によると、<br>「新規査証発給が再開、外国人の入国も可能に」とのこと。<br>但し過去14日以内にインドに滞在していない事。 |  |
| 米国     | ×        | 不要   | ESTAにて入国可   | 不要            | 出発3日以内<br>PCR検査陰性証明書に加え、<br>宣誓書も必要(航空会社へ提出)   | 入国後3~5日以内に検査を受け、陰性の場合は<br>入国後の自主隔離は7日間で終了。<br>入国後検査を受けない場合は、10日間の<br>自主隔離を求める。<br>※各州によって規定が異なるので注意が必要                                      | 日本の水際対策通り<br>出発地の州によっては<br>政府隔離施設での<br>3日間強制隔離必須。  | 2021年4月より新規の、Hビザ・Lビザ・Vビザの申請手続きを再開。<br>新規の査証申請を考えていらっしゃる方は、<br>申請に必要な嘆願書等の米国での手続きについて、<br>現地弁護士へご確認下さい。   |
| フィリピン  | ×        | 要    | 9(A)ビザカテゴリーのみ<br>発給中  | 郵送申請<br>約7営業日 | ビザ申請時に、入国後のCOVID-19検査の<br>仮予約証が必要。<br>なおPR利用の場合は、入国3日前から電子登録<br>する為、ビザ申請時の仮予約証は不要。                                      | フィリピン観光省(DOT)指定の隔離施設/ホテルを<br>7泊以上事前予約。到着6日目にPCR検査を受けること<br>COVID-19テストの陰性結果は、渡航者の地方自治体に<br>転送され、管轄のバランガイ救命緊急対応チームを通じ<br>残りの14日間厳密な監視が行われます。 | 日本の水際対策通り<br>政府隔離施設での<br>3日間強制隔離必須。  | ・外国人等の入国停止措置が5月1日より解除されました。<br>→9(A)ビザカテゴリーでの入国も許可。外務省(DFA)の推薦書類を<br>持っている事。<br>・フィリピン到着14日以内にインド・ネパール・バキスタン<br>・バングラディッシュ・スリランカから出発した渡航者の入国を<br>6月15日迄禁止。 |